

8月定例月議会における議案に対する意見募集

No. 1 四日市市個人情報保護条例の一部改正について

今回の議案は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー制度）の施行に伴い関係する規定を整備するものでありますが、制度普及に当たっての意見を募集します。

1 改正の背景

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）では、同法に基づき付番される「個人番号」を含む個人情報について、従来の個人情報よりもその利用や提供の範囲を厳格に制限している。そこで、番号法との整合を図り、個人番号を含む個人情報の適正な利用及び管理を行うため、個人情報保護条例の改正を行おうとするもの。

2 改正の内容

(1) 用語等の整理

新たに保護措置を講じる対象を明確にするため、次の用語を新たに定義する。

用語	意義
特定個人情報	個人情報（そこに含まれる氏名、生年月日等の記述により特定の個人を識別することができる情報）のうち、個人番号を含むもの。
情報提供等記録	情報提供ネットワークシステムを利用してやりとりされた特定個人情報に係る記録

(2) 特定個人情報の目的外利用・外部提供に関する改正

特定個人情報について、次のとおり目的外利用・外部提供を制限する。

項目	措置
目的外利用	【特定個人情報（情報提供等記録を除く。）】 i) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合 ii) 本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるの両方を満たすときのみ、目的外利用を認める。
	【情報提供等記録】 目的外の利用が想定されないため、目的外利用を認めない。
外部提供	特定個人情報の外部提供は、番号法の規定で認められている場合に限られることを、確認的に規定。

3 施行期日

公布の日。ただし、2(2)の目的外利用に係る部分については、平成28年1月1日。

平成27年10月から、国民の皆さま一人一人に 12桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます。



- ・市区町村から、住民票の住所に通知カードが送付されます。
- ・通知カードを受け取られた方は、同封された申請書を郵送すること等により、市区町村の窓口で「個人番号カード」の交付を受けることができます。

愛称：
マイナちゃん

平成28年1月から、マイナンバーは社会保障、税、災害対策の行政手続で利用します。

- ・年金、雇用保険、医療保険の手続、生活保護や福祉の給付、確定申告などの税の手続など、法律で定められた事務に限って、マイナンバーが利用されます。
- ・民間事業者でも、社会保険、源泉徴収事務などで法律で定められた範囲に限り、マイナンバーを取り扱います。

法律で定められた目的以外でマイナンバーを利用したり、 他人に提供したりすることはできません。



- ・他人のマイナンバーを不正に入手したり、正当な理由なく提供したりすると、処罰されることがあります。
- ・マイナンバーと結びついた個人情報を保護するため、様々な対策を講じます。

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで様々な情報の照合や入力などに要している時間や労力が大幅に削減されるとともに、より正確に行えるようになります。

国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、負担が軽減されます。情報提供等記録開示システムによる情報の確認や提供などのサービスを利用できます。

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、脱税や不正受給などを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えます。

マイナンバーは一生使うものです。大切にしてください。



マイナンバーのホームページ：<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html> 公式twitter：https://twitter.com/MyNumber_PR
マイナンバーのコールセンター：0570-20-0178（マイナ）